

**倉吉市立保育所 ICT システム導入業務
公募型プロポーザル評価基準**

1. 審査

(1) 審査の考え方

審査にあたっては、「倉吉市立保育所 ICT システム導入業務仕様書」及び「倉吉市立保育所 ICT システム導入業務実施要領」等の関係書類を基に、企画提案書及びプレゼンテーション等により、提案内容を評価し、採点する。

(2) 評価項目・配点

評価項目	評価内容		配点
1. 基本事項	①提案方針	業務内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	5
	②スケジュール	現実的かつ妥当な工程、作業内容及び支援内容が示されているか。	5
	③業務実績	本業務と同様の業務経験・実績があるか。	5
2. システム	①操作性	業務担当者（市職員）、利用者（保護者）のいずれにとっても、容易に操作ができるものか。	10
	②アカウント管理	アカウントの登録や変更などの処理は円滑に実施できるものか。	5
	③登降所管理システム	機能について説明があり、職員の事務負担の軽減及び利用者の利便性向上に寄与するものか。	15
	④保護者連絡ツール	機能について説明があり、職員の事務負担の軽減及び利用者の利便性向上に寄与するものか。	15
	⑤保育計画等帳票作成ツール	機能について説明があり、職員の事務負担の軽減及び利用者の利便性向上に寄与するものか。	15
	⑥有効なシステムの提案	上記「2. システム③～⑤」の他に、職員の事務負担の軽減及び利用者の利便性向上に寄与する有効なシステムの提案はあるか。	5
	⑦拡張性	業務の効率化やサービスの質を高められるような、今後の拡張性についての仕組みの提案はあるか。	5
	⑧セキュリティ	個人情報管理やウイルス対策等に問題はないか。	5
3. 総合力	①業務体制	本業務に対して積極的な姿勢であるか。円滑なサポート体制が整っているか。	5
	②価格	導入費用及び保守料の見積価格は妥当な金額か。	5
合計			100

2. 優先交渉権者の選定について

審査による採点により、評価点の合計が最高点の者を優先交渉権者（最優秀提案者）として選定する。ただし、評価点が総合 60%以上でない者は、要求水準を満たしていないものと判断して優先交渉権者として認めないものとする。なお、提案者が 6 者以上の場合は、書類審査による事前審査を行い、得点の高い 5 者を選考してプレゼンテーション審査を実施する。